

2020年4月吉日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙 台 銀 行

「債権法」及び「銀行法」改正を踏まえたインターネットバンキング等ご利用規定の改定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では民法改正（債権法）、及び銀行法改正を踏まえ、下記の通り各種規定を改定いたしますのでお知らせいたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の規定を、2020年5月より当行ホームページに掲載させていただきます。なお、書面での交付をご希望の場合は、当行本支店窓口にてお申し出ください。

今後もより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定となる規定・申込書

- ・[仙台銀行インターネットビジネスバンキングサービスご利用規定](#)
- ・[アンサーサービスご利用規定](#)
- ・[仙台銀行ファームバンキングサービスご利用規定](#)
- ・[セコムプレミアムネットご利用規定](#)

2. 改定日

2020年5月1日

3. 主な改定内容

- (1) 各種規定変更時の周知方法等についての明確化
- (2) 総合振込・給与振込（データ伝送）取引規定の追加
- (3) スクレイピング契約（電子決済等代行業者がお客さまの認証情報を預かり、お客さまに成り代わって銀行システムにアクセスする方法）に係る条項の追加
その他既定の表現の統一化、軽微な修正等を行います。

以 上

本件に関する問合せ先
仙台銀行サポートセンター
TEL 0120-8661-39
(受付時間) 月～金 9:00～17:00
(土・日・祝日を除く)